盛土規制法の施行に係る取り組み状況について

1 概要

2021 年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、盛土等による災害から国民の 生命・身体を守るために、土地の用途(宅地、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国 一律の基準で、包括的に規制するための『宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制 法)』が2023年5月26日に施行されました。同法は現行の『宅地造成等規制法』の改正法 という位置づけです。現在は経過措置期間中ですが、期限となる2025年5月25日迄に本 市においても規制対象となる区域指定を行い、新法に基づく規制を行う必要性があります。

2 改正法の概要

2-1 スキマのない規制

盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として設定することで、規制区域内で行われる盛土等が許可の対象となります。ただし、道路や公園などの管理者が定められている公共施設用地は適用を受けません。

2-2 盛土等の安全性の確保

施工状況の定期報告、施工中の中間検査の実施(ある一定規模以上のものに限る。)が義 務化されます。

2-3 責任の所在の明確化

盛土等が行われた土地(過去の盛土も含めます。)について、土地所有者等が常時安全な 状態に維持する責務を有することが明確化されます。また、災害防止のため必要な時は、 土地所有者等だけでなく、当時盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等 に対しても是正措置等を命令できるようになります。

2-4 実効性のある罰則の措置

無許可工事や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、現状よりも高い水準に強化されます。

3 スケジュール

\ / / _ / /			
年度	2023 年 (R5)	2024 年(R6)	2025 年 (R7)
取組状況			
報 告	12 月委員会報告		
基礎調査	規制区域指定のための調査	既存盛土等調査	
区域指定		,	
		庁内外協議 周知	5/25 迄に告示
新法適用			
の時期			5/26 から新法適用
条例等の			•
新設·改正		検討・作成・庁内協議・周知	施行 必要に応じて施行

● 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)

背景・必要性

【公布:R4.5.27 / 施行:R5.5.26】

盛土をめぐる現状

- ○静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
 - → **甚大な人的・物的被害**(令和3年7月)
- ○盛土の総点検において、全国で約3.6万箇所を目視等により 点検(令和4年3月)

制度上の課題

- ○宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を 目的とした各法律により、開発を規制
 - →各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも** 十分でないエリアが存在
 - (一部の地方公共団体では条例を制定して対応)







廃棄された土石の崩落 死者1名、重傷者1名、住宅被害1棟 軽傷者1名、県道通行止め

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- ●盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法」を**法律名・目的も含 めて抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一 律の基準で包括的に規制
 - ※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称"盛土規制法"
 - ※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定

1. スキマのない規制

規制区域

- ◆ 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
 - ⇒ •市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
 - ■市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定

- ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可**の対象に
 - ※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

|許可基準| ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定

中間検査 完了検査

- ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
- ①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

3. 責任の所在の明確化

管理責任 ◆ 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を 有することを明確化

監督処分

- ◆ 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、 是正措置等を命令
 - ※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

4. 実効性のある罰則の措置

罰則

- ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑 について、条例による罰則の上限より高い水準に強化
 - ※ 最大で懲役3年以下・罰金1.000万円以下・法人重科3億円以下